

青梅市と株式会社 T S U N A G i による  
生成 A I を活用した D X の推進に関する  
連携協定書

## 青梅市と株式会社TSUNAGIによる生成AIを活用したDXの推進に関する連携協定書

青梅市（以下「甲」という。）と株式会社TSUNAGI（以下「乙」という。）は、相互に連携して生成AIを活用したデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を推進することにより、甲におけるDX人材（DXの推進を担う人材をいう。以下同じ。）の育成および業務改善の推進に資するため、次のとおりDXの推進に関する連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲および乙の緊密な相互連携と協働による活動を推進し、生成AIに関する技術の活用を通じて、甲における業務の効率化および支援を図るとともに、DXの推進に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、自治体特化型生成AIサービス「MachiBot」を活用し、次の事項について連携する。

- (1) 生成AIを活用した業務の効率化および支援に関する実証実験の実施に関すること。
- (2) 行政において生成AIを活用することに関する知見の共有および業務活用モデルの検討に関すること。
- (3) 生成AIの適切な活用に向けた職員の理解の促進およびDX人材の育成に関すること。
- (4) その他必要な事項

2 前項各号に掲げる事項を社会経済情勢の変化等に対応し、迅速かつ効果的に実施するため、甲および乙は定期的または随時に協議を行うものとする。

### （秘密保持）

第3条 甲または乙（以下この条において「受領当事者」という。）は、この協定の実施により、相手方（以下この条において「提供当事者」という。）から知り得た情報（以下この条において「秘密情報」という。）については、それぞれ秘密を保持し、第三者に開示または漏えいをしてはならず、この協定の目的以外に使用しないものとする。ただし、事前に

提供当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用しない。

(1) 提供当事者から提供されたとき、すでに受領当事者が保有している情報

(2) 受領当事者が秘密情報によらず独自に作成または取得をしていた情報

(3) 公知の情報

(4) 受領当事者が秘密保持の義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報

(5) 法令または条例にもとづき開示する情報

3 受領当事者は、この協定の有効期間終了後、秘密情報およびその複製物の一切を提供当事者の指示に従い、速やかに返還または破棄をするものとする。

4 受領当事者は、理由のいかんを問わずこの協定が終了した後も第1項および第3項に定める秘密保持の責務を負う。

(協定内容の変更)

第4条 甲または乙のいずれかから、この協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1月前までに、甲または乙のいずれかから書面による申出がない場合、同一の内容でさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 甲または乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定の日の1月前までに書面により相手方に通知し、かつ、甲乙協議の上、この協定を解約できるものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲および乙は、反社会的勢力（暴力、威力または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含む。）と関係を持たないことを約する。

2 甲および乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為

を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いた信用毀損または業務妨害

(3) 前2号に掲げる行為に類するもの

3 甲および乙は、相手方が第1項の規定に反すると合理的に認められる場合または相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何らの通知または催告を要せず、ただちにこの協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項およびこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印して、各自がその1通を保有する。

令和8年4月17日

甲 青梅市

代表者 青梅市長 大勢待 利 明

乙 東京都千代田区有楽町1丁目2番2号

東宝日比谷ビル9階

株式会社TSUNAGI

代表取締役社長 海老根 靖典